

高知県公立学校教員採用候補者名簿登載者用健康診断書

1 受診者記入欄は、名簿登載者本人が、受診前に記入しておいてください。

2 健康診断にかかる費用は、受診者の負担とします。

(医療機関の方へのお願い)

下記検査項目の全てについて、学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令18号)第13条及び第14条の該当する規定に準じて実施してください。

(受診者記入欄)【健康申告】

氏 名	男 女		住 所			
生年月日	年 月 日 (歳)		受 審 種 別		整理 番号	
			教科・科目等			
項 目	主たる既往症	(年頃)				
		現在の状況 ()				
		(年頃)				
	特 記 事 項	現在の状況 ()				

(医療機関記入欄)【検査等】

項 目	視 覚	a 志望する職種の業務の遂行に支障はない。 b 支障がある。(支障がある場合に内容をお書きください。)				
	聴 覚					
	言 語					
	肢 体 等					
	結 核 の 有 無 (X線撮影による)	無 有 ()				
	血 圧	最高	mmHg	最低	mmHg	
目	検 尿	糖 ()	蛋白 ()			
	打聴診・問診					
総 合 判 定 (必ずご記入願います) その他特記すべき事項						
上記のとおり診断します。 令和 年 月 日 医 療 機 関 の 所 在 地 及 び 名 称 担当医師 氏名						
印						

参考 学校保健安全法施行規則（昭和三十三年六月十三日文部省令第十八号）抜粋

第三条 法第十一条 の健康診断の方法及び技術的基準は、次の各号に掲げる検査の項目につき、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 栄養状態は、皮膚の色沢、皮下脂肪の充実、筋骨の発達、貧血の有無等について検査し、栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要する者の発見につとめる。
- 二 脊柱の疾病及び異常の有無は、形態等について検査し、側弯症等に注意する。
- 三 胸郭の異常の有無は、形態及び発育について検査する。
- 四 視力は、国際標準に準拠した視力表を用いて左右各別に裸眼視力を検査し、眼鏡を使用している者については、当該眼鏡を使用している場合の矯正視力についても検査する。
- 五 聴力は、オーディオメータを用いて検査し、左右各別に聴力障害の有無を明らかにする。
- 六 眼の疾病及び異常の有無は、感染性眼疾患その他の外眼部疾患及び眼位の異常等に注意する。
- 七 耳鼻咽喉頭疾患の有無は、耳疾患、鼻・副鼻腔疾患、口腔咽喉頭疾患及び音声言語異常等に注意する。
- 八 皮膚疾患の有無は、感染性皮膚疾患、アレルギー疾患等による皮膚の状態に注意する。
- 九 歯及び口腔の疾病及び異常の有無は、齲歯、歯周疾患、不正咬合その他の疾病及び異常について検査する。
- 十 その他の疾病及び異常の有無は、知能及び呼吸器、循環器、消化器、神経系等について検査するものとし、知能については適切な検査によつて知的障害の発見につとめ、呼吸器、循環器、消化器、神経系等については臨床医学的検査その他の検査によつて結核疾患、心臓疾患、腎臓疾患、ヘルニア、言語障害、精神神経症その他の精神障害、骨、関節の異常及び四肢運動障害等の発見につとめる。

第四条～第十二条 省略

第十三条 法第十五条第一項 の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 身長、体重及び腹囲
 - 二 視力及び聴力
 - 三 結核の有無
 - 四 血圧
 - 五 尿
 - 六 胃の疾病及び異常の有無
 - 七 貧血検査
 - 八 肝機能検査
 - 九 血中脂質検査
 - 十 血糖検査
 - 十一 心電図検査
 - 十二 その他の疾病及び異常の有無
- 2 妊娠中の女性職員においては、前項第六号に掲げる検査の項目を除くものとする。
- 3 第一項各号に掲げる検査の項目のうち、二十歳以上の職員においては第一号の身長を、三十五歳未満の職員及び三十六歳以上四十歳未満の職員、妊娠中の女性職員その他の職員であつて腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、BMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）が二十未満である職員並びに自ら腹囲を測定し、その値を申告した職員（BMIが二十未満である職員に限る。）においては第一号の腹囲を、二十歳未満の職員、二十一歳以上二十五歳未満の職員、二十六歳以上三十歳未満の職員、三十一歳以上三十五歳未満の職員又は三十六歳以上四十歳未満の職員であつて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）第十二条第一項第一号 又はじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第八条第一項第一号 若しくは第三号 に掲げる者に該当しないものにおいては第三号 に掲げるものを、四十歳未満の職員においては第六号に掲げるものを、三十五歳未満の職員及び三十六歳以上四十歳未満の職員においては第七号から第十一号に掲げるものを、それぞれ検査の項目から除くことができる。

$$BMI = \text{体重(kg)} / \text{身長(m)}^2$$

第十四条 法第十五条第一項 の健康診断の方法及び技術的基準については、次項から第九項までに定めるもののほか、第三条（同条第十号中知能に関する部分を除く。）の規定を準用する。

- 2 前条第一項第二号の聴力は、千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る検査を行う。ただし、四十五歳未満の職員（三十五歳及び四十歳の職員を除く。）においては、医師が適当と認める方法によって行うことができる。
- 3 前条第一項第三号の結核の有無は、胸部エックス線検査により検査するものとし、胸部エックス線検査によつて病変の発見された者及びその疑いのある者、結核患者並びに結核発病のおそれがあると診断されている者に対しては、胸部エックス線検査及び喀痰検査を行い、更に必要に応じ聴診、打診その他必要な検査を行う。
- 4 前条第一項第四号の血圧は、血圧計を用いて測定するものとする。
- 5 前条第一項第五号の尿は、尿中の蛋白及び糖について試験紙法により検査する。
- 6 前条第一項第六号の胃の疾病及び異常の有無は、胃部エックス線検査その他の医師が適当と認める方法により検査するものとし、癌その他の疾病及び異常の発見に努める。
- 7 前条第一項第七号の貧血検査は、血色素量及び赤血球数の検査を行う。
- 8 前条第一項第八号の肝機能検査は、血清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミクピルピクトランスアミナーゼ（GPT）及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（γ-GTP）の検査を行う。
- 9 前条第一項第九号の血中脂質検査は、低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査を行う。